

犯罪被害者等支援 メニュー リスト

愛南町

目 次

(愛南町) 支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 犯罪被害者等支援金.....	1
(2) 町税等の猶予制度.....	1
(3) 軽自動車税の課税取消.....	1
(4) 国民健康保険の高額療養費の支給.....	1
(5) 後期高齢者医療保険の高額療養費の支給.....	1
(6) 国民健康保険の一部負担金の徴収猶予、減免.....	1
(7) 後期高齢者医療の一部負担金の徴収猶予、減免.....	2
(8) ひとり親家庭医療費の助成.....	2
(9) 国民年金保険料の免除.....	2
(10) 国民年金の支給【遺族基礎年金】	2
(11) 国民年金の支給【障害基礎年金】	2
(12) 自立支援医療（精神通院公費）	2
(13) 特別障害者手当.....	2
(14) 障害児福祉手当.....	2
(15) 特別児童扶養手当.....	2
(16) 水道料金の納付.....	2
(17) 町営住宅への入居.....	2

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

(1) 住所情報の保護.....	3
(2) 高齢者虐待.....	3
(3) 精神保健福祉.....	3
(4) 身体障害者手帳取得、各種制度の利用.....	3
(5) 精神保健福祉手帳.....	3
(6) 障がい者虐待.....	3
(7) 成年後見人制度.....	3
(8) 子育ての悩みに関する相談.....	3
(9) DV相談.....	3
(10) 困難な問題を抱える女性に関する相談.....	3
(11) こころの相談.....	3

支援メニューリスト（愛南町）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている府内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	総務課行政係 (愛南町役場 2階) TEL0895-72-1211 受付時間 8：30～17：15
------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付しています。	総務課行政係 (愛南町役場 2階) TEL0895-72-1211 受付時間 8：30～17：15
2	町税等の猶予制度	町税等を一時的に納付することが困難な理由がある場合には、納期限までの納付や財産の換価（売却）などが猶予される制度があります。（例：財産について盗難にあった場合）	税務課管理収納係 (愛南町役場 1階) 0895-72-7301 受付時間 8：30～17：15
3	軽自動車税の課税取消	盜難届が受理されている軽自動車については、軽自動車税の課税を取消する制度があります。	税務課住民税係 (愛南町役場 1階) 0895-72-7301 受付時間 8：30～17：15
4	国民健康保険の高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	町民課保険医療係 (愛南町役場 1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8：30～17：15
5	後期高齢者医療保険の高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	町民課保険医療係 (愛南町役場 1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8：30～17：15
6	国民健康保険の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合などに、状況に応じた徴収猶予や減免の相談に応じます。	町民課保険医療係 (愛南町役場 1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8：30～17：15

支援メニューリスト（愛南町）

7	後期高齢者医療の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合などに、状況に応じた徴収猶予や減免の相談に応じます。	町民課保険医療係 (愛南町役場1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8:30~17:15
8	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭に対して、医療機関等で受診した場合の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。 (助成要件があります。)	町民課保険医療係 (愛南町役場1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8:30~17:15
9	国民年金保険料の免除	国民年金保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた免除の相談に応じます。	町民課住民年金係 (愛南町役場1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8:30~17:15
10	国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに要件に該当した場合に支給します。	町民課住民年金係 (愛南町役場1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8:30~17:15
11	国民年金の支給 【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額が支給されます。障害の程度や保険料納付状況、収入等に要件があります。	町民課住民年金係 (愛南町役場1階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8:30~17:15
12	自立支援医療（精神通院公費）	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場1階) 0895-72-1212 受付時間 8:30~17:15
13	特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場1階) 0895-72-1212 受付時間 8:30~17:15
14	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場1階) 0895-72-1212 受付時間 8:30~17:15
15	特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場1階) 0895-72-1212 受付時間 8:30~17:15
16	水道料金の納付	水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	水道課庶務係 (愛南町役場2階) 0895-72-0835 受付時間 8:30~17:15
17	町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合等に、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課管理係 (愛南町役場2階) TEL 0895-72-7313 受付時間 8:30~17:15

支援メニューリスト（愛南町）

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	住所情報の保護	D V やストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務における D V 等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	町民課住民年金係 (愛南町役場 1 階) TEL 0895-72-7300 受付時間 8：30～17：15
2	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢者支援課高齢者支援係 地域包括支援センター介護支援係 (愛南町役場 1 階) 0895-73-7125 受付時間 8：30～17：15
3	精神保健福祉	精神保健及び精神保健福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212 受付時間 8：30～17：15
4	身体障害者手帳取得、各種制度の利用	受傷から一定期間を経過した後も身体に永続する定められた等級以上の障がいがある場合、身体障害者手帳の交付申請、手帳の取得を条件とした各種制度を利用することができる。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212 受付時間 8：30～17：15
5	精神保健福祉手帳	精神疾患により日常生活や社会生活に制約がある方を対象に、自立と社会参加を支援するために交付されえう手帳です。この手帳を持つことで、各種制度を利用することができる。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212 受付時間 8：30～17：15
6	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに障がい者虐待の防止の啓発を行います。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212 受付時間 8：30～17：15
7	成年後見制度	知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方を法的に支援し、保護するための制度です。	保健福祉課障がい者福祉係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212 受付時間 8：30～17：15
8	子育ての悩みに関する相談	子育てに関する悩みに応じます。	保健福祉課健康増進係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212
9	DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に応じます。	保健福祉課健康増進係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212
10	困難な問題を抱える女性に関する相談	女性が抱える様々な悩みについて、電話や面接で相談に応じます。	保健福祉課健康増進係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212
11	こころの相談	こころの悩みや問題、病気で困っている本人や家族、関係者等の相談・指導を行います。	保健福祉課健康増進係 (愛南町役場 1 階) 0895-72-1212